

### 第3回（仮称）仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会 議事録

- 開催日時** 平成30年2月7日（水） 15:00～16:55
- 開催場所** 仙台市役所本庁舎2階 第四委員会室  
（仙台市青葉区国分町3丁目7番1号）
- 出席委員** 新井吾一委員、佐藤由紀子委員、武川由美子委員、武田和子委員、山口哲男委員、山口裕子委員、吉田信彌委員【計7名】
- オブザーバー** 高橋宮城県警察本部交通企画課課長補佐  
清水教育局総務企画部参事兼健康教育課長
- 事務局** 新妻生活安全安心部長、千葉自転車交通安全課長  
尾形自転車交通安全課推進係長、自転車交通安全課担当2名
- 次第**
- 1 開会
  - 2 議事
    - (1) 第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方
    - (2) （仮称）仙台市自転車安全利用条例の素案について
  - 3 閉会
- 配付資料**
- 資料1 第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について  
資料2 （仮称）仙台市自転車安全利用条例（素案）  
参考資料1 （仮称）仙台市自転車安全利用条例（素案）と他都市条例文の比較表  
参考資料2 自治体ごとの規定項目比較表  
参考資料3 名古屋市自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

#### 1 開会

（事務局より出席委員が過半数以上であることを確認し、懇談会成立を報告）

（事務局より資料の確認）

#### 2 議事

（座長より今回の会議の公開・非公開について、非公開とする理由が無いため公開としたい旨説明、了承を得る。）

（座長より議事録の署名委員について委員名簿の順にお願いするとし、今回の署名委員として、武川委員・山口（哲）委員を指名、両人とも了承。）

(懇談会の前に行われた視察の感想について)

○山口(裕)委員

思っていたより自転車が走行する部分の道幅が狭いと思いました。自転車のマークはあるけれども、若い人なら良いですが、高齢者や子どもを走らせるのは不安だと思いました。また、雪が積もったりして表示が隠れることもあって中々難しいのかなと思いました。

○武田委員

表示があっても規定を守らず、歩道を走っている自転車も結構いるのだと思いました。また、電力ビル前の表示は何年も前からあるのに気付かず、今日初めて知りました。

○武川委員

私もだいぶ自転車が走行する部分が狭いと感じました。宮町ぐらい歩道が広ければ自転車も通りやすいと思いました。宮町は歩道が広すぎて、歩道の半分を自転車にしてもいいのではないかなと思いました。

電力ビルの前は平成21年に作られたと聞きましたが、気付かませんでした。表示の位置が目線より高すぎるのですかね。

○新井委員

仙台市が掲示に努力していることがわかりました。ピクトグラムは1箇所ごとに金額が結構かかるので、展開していくにも制限がありますので、左側通行など基本的なことを掲示しているのだと思います。そこに加えて交通ルール、マナーの徹底を進めていくことが必要だと感じました。

○吉田座長

今回、青の矢印が自転車だと初めて知りました。これがどれだけ浸透していくか、宮町は看板も青で矢印も青ですが、あの青が今の季節だとくすんでしまうので、どれだけ浸透するか、これからだと思います。

○山口(哲)委員

先ほど自転車で県庁の裏を通ってきました。雪があったので少し車道側にふくらむようにして走ってきましたが、浸透するのはこれからだと思います。自転車が通るところという意識を高くして、除雪をそこからするというのをどこの地域も優先してもらわないといけないと思います。そのことが安全につながるということを地域の人にもわかってもらうことが必要だと思います。

荒町は当初よかったです。今は右も左も関係なく向こうから対向して走ってくるケースが多く走りづらいです。これから条例を作っていくことによって、意識も変わるのではないかと思います。

電力ビル前は、押し歩き区間ができた当初は警察や協会でも1年間かけて啓発をしておりました。その時の人は降りてくれましたが、その後の人はこちらが見てなければ見過ごしてしまっています。

何か声掛けをする人が必要だと思います。みんなの意識が一つにならなければいけないと思います。条例化することで進展があるのではないかなと思いました。

## (1) 第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方

○吉田座長

それでは議事に入ります。始めに、議題(1)「第2回懇談会における意見に対する仙台市の考え方について」でございます。事務局より説明願います。

○千葉自転車交通安全課長

(資料1に基づき、説明)

○吉田座長

はい、ありがとうございました。今の説明に対して、何か質問等はございますか。

○新井委員

1 ページ目の学校に対する児童・生徒への交通安全教育とあり、そのあとにヘルメットや保険の話が続きます。これに加えて、保護者に対する教育も重要かと思うのですが、条例に盛り込んでいく予定があるのでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

我々としても、保護者や社会人に対する取り組みは重要になってくると認識しており、条例として書き込む際は、市の責務として市民に対し啓発を行うというところに包含されてしまうと思いますが、もちろん取り組みとしては行っていく予定でございます。

○新井委員

2 ページのヘルメットの部分も幼児・児童に着用させることについて保護者が努める、保険も未成年者の保護者が、とありますが、保護者に対しての教育も重要だと思いますので、場合によっては別途、保護者というところを書き加えても良いのではないかと思います。

○武川委員

学校教育ですが、荒町は外国人が非常に多く、マナーの悪さが目に余ります。3人で並走する、逆走する、携帯を持ちながらなどで、周りがとても困っております。また、昔の荷台が付いている自転車をどこからか持ってきて、大きな荷物を積みながら車道を走っていたので、危ないですよと注意しましたら歩道に乗り上げて走っていくということもありました。学校教育といったときに外国人への教育を、そういった文言が入るかわかりませんが、それも考えていただけるとありがたいです。

○山口(哲)委員

事務局もご存知かと思いますが、可能な限り留学生を集めて、警察の協力をもらいながら講習をしておりますが、留学生だけとは限らないので、学校では捉えきれない人もいます。

○武川委員

若林区役所で今計画しているようです。留学生或いは外国人に集まってもらって研修をするようで、区役所でも頑張っております。

○千葉自転車交通安全課長

私どもも様々な機会を捉え、直接外国人が在籍する学校にも伺って、自転車の交通ルールについて説明を行っておりますが、全ての学校に行けているわけではありません。この条例制定を機に、これまで以上に取り組を進めていきたいと考えております。

○吉田座長

外国人というのは専門学校生ですか、それとも大学生ですか。

○武川委員

学生です。外国人向けの専門学校が近いのです。

○千葉自転車交通安全課長

学生だけでなく、仕事で日本に来ている人もおり、日本の自転車の法令についての啓発については重要であると考えておりますので、これまで以上に取り組みを進めていきたいと考えております。

○吉田座長

これまでの議論にはなかったことなので、学校という括りで押さえられるのか、そのあたりも考えなくてはいけないと思います。

自転車事故というと、どちらかといえば通学路において中学生や高校生、あとは買い物で使う30代の方とっておりましたが外国の方といった対策も考えなくてはならないと思います。

○山口（裕）委員

先ほど保護者の話が出ましたが、私は沖野小学校のPTA会長をしており、毎年春に新1年生の保護者をメインに集めて、六郷交番の方に来て頂いて、PTA主催の講習会をしております。最近では自転車事故が増えていて、去年も車と自転車の子供が接触して頭をけがをしたということで自転車の乗り方についても話をしてもらっております。

小学生の保護者ですと、子供も小さく心配なので、PRする場がありますが、中学生や高校生となるとそういう保護者向けにPRの場があるのかということも課題になってくると思います。

○佐藤委員

そもそも青い矢羽根の存在を知りませんでした。自転車通行帯の周知もすごく難しいと思いますが、そこに駐停車する車があると、自転車がとても危険だと思います。自転車のことしか盛り込めないのかもしれませんが、違法駐停車が多ければそれだけ自転車にもリスクが大きくなるので、条例には盛り込めないでしょうか。

○吉田座長

条例とはまた違うのだと思います。具体的に、駐車している車の脇を通るときにどうするかという自転車側の問題と、駐車すると自転車に対して危険が生じるというドライバー側の問題だと思います。

そういった具体的なところまでではなく、大枠として、そういうところをどうやって教えるかというところまでの議論ではなくて、条例としてどういう内容を抑えていくかという議論しております。

○山口（哲）委員

道路環境の整備を行う行政機関は市や警察などいろいろありますが、例えば駐車違反や、自転車通行帯をまたいで駐車しないようにする道路環境づくりなどにまったく触れずに、ピクトグラムがあるからそこを通りなさい、というだけの指導には限界があると思います。そういった道路環境の整備をする上での指針について条例で謳う必要はないのでしょうか。それとも、そこは条例を作る上で前提となっているという理解でよろしいでしょうか。

○吉田座長

この条例は自転車の安全利用についてですから、自転車全体のこととその中での利用という内容について作っていくものだと、私は捉えておりました。

○千葉自転車交通安全課長

例えば車道における駐停車の可否ということは法令で定められていることですので、そこを条例で規定することは出来ないと考えております。

この条例は自転車利用者やそれを取り巻く市民が、自転車がどういう安全な取り組みをすれば事故を未然に防ぐことや被害者の保護を達成できるかということをまずは規定して参りたいと考えております。

## (2) (仮称) 仙台市自転車安全利用条例の素案について

○吉田座長

では、続いて、議事(2)「(仮称) 仙台市自転車安全利用条例の素案について」でございます。事務局より説明願います。

○千葉自転車交通安全課長

(資料2に基づき説明)

○吉田座長

大体の説明がありましたので項目ごとに議論していきたいと思っております。項目の1～3なのですが、目的、定義、基本理念について何かありますでしょうか。それと、憲法等だと、第何条という条文で構成されていると思うのですが、この素案のような形で条例は作られるのでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

最終的にはこの素案の項目一つ一つを条例文形式に組み替えていくことになります。

○新井委員

今日の視察でも感じたところですが、今回のピクトグラムなども、そもそも自転車利用者が道路の左側を通行することが守られていれば表示しなくても左側を遵守するわけですね。歩道にしても、基本的には車道ですが、危険な所や子供がいる方々については歩道の走行を許しているものの、徐行がなされていない、あるいは歩行者優先になっていないケースがあるということで、押し歩き区間を設けているのだと思います。ただ、そもそものところで市民として交通ルールを遵守するという基本的なところが、基本理念には簡潔に書いてありますが、そこが一番重要で、そこがなくていきなり項目の4の自転車交通安全教育の話になってしまっているの、そこをまず徹底するべきではないのかなと思います。

○千葉自転車交通安全課長

ただいま頂いたご意見等もございますので、目的、基本理念のところでは現状についてどの程度まで書き込めるか検討して参りたいと思っております。

○新妻生活安全安心部長

補足をさせていただきますと、ただいま新井委員のおっしゃったご指摘は、項目3の基本理念には、「市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め」と表現があるが、そもそも条例の目的としてそういった記述なしに自転車事故の減少とか被害者保護の話が出てくるのはどうかと

いうご指摘でしょうか。

○新井委員

実際に交通ルールやその遵守についてはこの次にやる教育などで啓発なりにより進めていくこととなりますが、市として、法律の遵守を市民に押ししていく必要があると思いますが、そのあたりが弱いのかなと思います。

○新妻生活安全安心部長

まず、市民に交通ルールを理解したうえで、守って頂き、そのために、そのあとにつづく交通安全教育などの具体的な内容があるということだと思いますので、表現の中に取り入れる方向で考えていきたいと思います。

○新井委員

安全教育の中では、市は、保護者は、事業者は、ということで各主体の責務があるのですが、自転車利用者に対しては何もスポットがあてられていないのでそのあたりをどう考えるのかだと思います。

○山口（哲）委員

基本理念に「道路交通法等の法令を遵守する」とありますが、道路交通法等の法令を遵守させるための姿勢なり方向性を具体的に表さないといけないと思います。例えば道路に駐車する車があるということ、または狭いところを車が通ることを前提として自転車通行帯は確保できないという現実がありますので、その中で一体安全をどう求めていくのかきっちりしていないと駄目だと思います。自転車が通るところは車を停めては駄目だということが本当に通用するのかどうか、方向性としてはそういうことを言うけれども、もし停まっている車がいたらこういう方法で通って下さいねということでは正しい啓蒙にはならないと思います。きちんと条例の中で道路交通法などをきちんと守るとか、2車線以上ある道路について、車は基本的には第1車線を走れませんか書くぐらいしないと、絵に描いた餅になってしまうと思います。そうなってしまうと、利用者などからは評価されない心配があり、そのことを目的や基本理念に書かないでいいのかなと思うのですがいかがでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

そもそものところで、今回の条例につきましては、条例化するということが大きな意味があると考えております。委員の皆様からもご意見を伺いながら素案を作っておりまして、委員のおっしゃる通り、色々なことを書きこみたい思いはたくさんありますが、条例の作り方には色々制限もあり、難しいところもありますので、具体的な計画や取り組みの中で行っていくことも多々あるのかと思います。自転車の安全な利用について仙台市が取り組んでいくということがこの条例であると考えております。条例案という形でまとめさせて頂いて、市民の代表である議会でお示しし、議決を頂いた条例を市民の皆様を守って頂くということがまず大きなスタートだと思っております。

○山口（哲）委員

それはわかっている、あえて言っているのですが、条例というものは一度制定してしまうと中々改正というのも難しいと思いますので、例えば基本理念にある「市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め」というところは、自転車に乗る人だけでないという意味であるのな

らそこをきちんと書いて頂きたくて、要するに、自転車に乗る人だけが守らなければならないですとか、自転車に乗る人だけがこうしなければならないということになってしまうと、自転車に乗らない人がどう守るべきか、ということに触れないでしまうだろうという心配をしております。

車に乗っている人も歩いている人も自転車が安全に走るための他の約束事は守って欲しいです。「市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め」というところ全て含まれているのかもしれませんが、自転車利用者ばかりのイメージが付きまっています。そうではなくて、道路を通る人すべてが道路交通法等の法令を遵守することを前提としないと、道路の右左を間違えて走る人、歩道の利用の問題などが曖昧なまま進んでいくこととなり、逃げ道が一杯出来てしまうと思います。

○新妻生活安全安心部長

先ほどの千葉課長の回答に補足しまして、山口委員が先ほどおっしゃったように、この条例は自転車を利用する方だけを対象にしているわけではなく、全ての市民の皆様はこの条例をお示しして、その中で自転車の安全利用というものを考えて頂くという趣旨と考えております。具体的に個別の規定の中で自転車利用者以外のものを盛り込んでいくというのは中々難しい部分もありますが、今山口委員がおっしゃったような趣旨でこの条例を位置づけているということはその通りだと思いますので、基本理念や目的の部分に書き込めるのか是非検討させて頂ければと思います。

○佐藤委員

今の話については、条例の目的が狭すぎるから問題なのかと思います。他の条例だと目的をもっと広く規定していると思います。今だと「自転車事故の減少や自転車事故の被害者保護等を図る」となっているので、もっと広く目的を規定して、それを基本理念が受けるという形にした方が良いかと思います。

○吉田座長

よろしいでしょうか。それでは続いて、具体的な項目の4. 世代ごとの交通安全教育等の推進についていかがでしょうか。

○佐藤委員

必要なかもしれないのですが、保護者や、高齢者の同居する家族の項目について、努力義務かもしれないけれども、家庭の中にズカズカ入っていくようで、私は疑問を感じます。

○千葉自転車交通安全課長

自転車の安全な利用を促進するには家庭内においても考えて欲しいという趣旨でお示ししておりました。

○佐藤委員

少なくとも条例でなく指針やガイドラインなら具体的に記載するのはいいのかもしれないですが、条例で規定するのはどうかと私は感じました。

○新井委員

一つの作り込みだと思うのですが、基本理念の中で「市民一人ひとりが自転車の安全な利用について理解を深め、道路交通法等の法令を遵守するとともに、市及び関係機関等が連携して自転車を安全に利用できる環境づくりを推進し」とあり、取り組み全体のイメージがあって、その次

にすぐ交通安全教育となっており、市の責務や利用者の責務が全くないまま、目的の教育に入り込んでしまっているのが、全ての利用者が道路交通法の法令を遵守するというように、基本的にそれぞれが責任を負っていくものであるということを規定していった方が良いと思います。

○千葉自転車交通安全課長

条文になりますと組み換えが出てきます。素案ではこれまでの懇談会を踏まえ、このような項目立てをさせて頂いておりますが、条例文の形式になれば今おっしゃられたような違和感が出てこないのかと思います。

○吉田座長

教育推進のターゲットはやはり中学から高校かと思います。16歳が自転車事故の負傷者が跳ね上がります。仙台市内の中学校ではほとんどが自転車での通学を禁止しており、いきなり高校に入って自転車で通学するので当然の結果であり、全て統計で分かっております。教育をやるとなれば中学と高校が連携しなければならないと思います。今ははじめの問題で自転車どころではないというのが本音だと思いますが、ここが一番ターゲットだと思います。

素案においては、学校の長という表現で、この書き方だと、中学校は中学校、高校は高校というだけの書き方になっており、これでもいいのかも知れませんが、やはり中学校から高校へ入るときが重要だと思いますので、ちょっと踏み込んで中学校と高校で連携して教育を行うところまで条例で謳って、それを手掛かりに取り組んでいくことが有効な策なのではないかと思います。

○高橋交通企画課課長補佐

交通安全教育の観点なのですが、座長がおっしゃるとおり、高校生から自転車事故が急激に増えるので、中学生から高校生に対する交通安全教育も大事だと思いますが、最初に道路交通のデビューをするのは小学校低学年です。交通事故の件数は5月6月が非常に増えてきます。4月は小中高どこも皆さん緊張しているので、そんなに事故は発生しないですが、1か月、2か月過ぎてくると部活などに入り、学校生活が楽しくなってきたり油断する時期ですので、中学校や高校ですと2年生3年生は落ち着いてきてそんなに危ないことはしませんが、小中高の1年生にどのように教育を行うのか、また、特に小学校の段階からいかにして低学年、中学年、高学年の各世代に応じた交通安全教育をどうやっていくのかが重要となります。私も警察署の交通安全課長をしていたときに、交通安全教育は学校によっては温度差がありまして、例えば学校から、交通安全教室をお願いしますと言われて、いつですかと聞くと、来週をお願いします。と言われることもあり、1か月前とか事前に色々調整をしたうえで申し込まれるのが通常で、やっつけ仕事でお願いしてくる学校さんなどはこのように1週間前にお願いをしてくる。

そういったこともあるので、学校の長の交通安全教育は努力義務というよりは完全に義務化してやらなければならないのかなと思います。

保護者の方はどうするかといいますと、交通安全教育を学校任せにするのではなく、家庭の中で、自分の身は自分で守るということで、ある程度の教育をちゃんとやって下さいと言うことは示していかなければならないと思います。学校以外で大人に教育するのは条文には盛り込めない話だと思いますので、条文の下の規則や要綱などで盛り込んでいくのが妥当なのかなと思います。

子供も親の背中を見て育つので、保護者の方への教育と、その保護者の方が教えてもらったこ

とを子供にもちゃんと伝えてくださいと伝えることが重要だと思います。

○吉田座長

歩行者の事故は小学校1年生がピークで、自転車事故は16歳になるとピークということで、環境が変わると事故が増えるというのは、明らかです。それに対して、どういう手段をとるのか、条例という手段を使うのか、それ以外で対策をするのかそのへんをよく考えて規定して頂きたいと思います。

○千葉自転車交通安全課長

そのあたりは、具体的な計画の中で考えていきたいと考えております。

○新井委員

今条例の位置づけについてお話しいただいており、やはり実効性を高めるために、例えば私が保護者に対する教育について、座長が、高校に入った方々への教育について関心があるということでしたが、こういったことについて、条例の文章では落ちていかないとは思いますが、実際に行う啓発活動については何かイメージがあるのでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

少しずつ進めてきてはおりましたが、学校の保護者会やPTAに対しては、全体として働きかけるのは中々難しいということが分かりましたので、個別にあたって、学校についても温度差があるので、一つ一つ出来るところから広げて進めていきたいと考えております。

○新井委員

高校においても例えば自転車通学の時にステッカーを貼るようなケースがあれば、その生徒には研修を受けてもらうなどのイメージは考えているのでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

宮城県が各高校の自転車の交通安全の取り組みを一つのレポートにまとめて頂いておりますので、それを参考にして各高校へアプローチしていくことを考えております。

○吉田座長

教育の対象となると色々と話が具体的になってしまいましたが、個々の対象については、佐藤委員は条例として考えると違うのではないのかということですね。

○佐藤委員

家庭内の問題をこういう形で規定するのはいかがかなということです。

○山口（哲）委員

この項目4の中で誰が誰に対して何をすると書いておりますが、自転車利用者についてこの中から抜け落ちていると思います。例えば健康志向で自転車を使用している人など、全ての人が対象になる様に、例えば、自転車利用者は自転車に係る法令や規則を理解したうえで使用しなければならないといったように規定すれば、自転車を利用する人が自分で考えて勉強してちゃんと使用して下さいということになりますので、そのように盛り込んだ方が良いと思います。

○吉田座長

では続いて、項目5.（1）自転車用ヘルメットの普及促進、それから、（2）自転車損害賠償保険等の加入促進についてですがこれについて、何かございますか。

○山口（哲）委員

自転車利用者については、この「自転車利用者は、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。」というところで全て含まれて、そうすると、保護者の部分もそれぞれに勧める相手があるということによろしいでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

そのとおりでございます。

○新井委員

参考資料1を見ると、他都市ではあまりヘルメットについて規定がないようですが、仙台市としてはこの部分に力をいれていくという理解でよろしいでしょうか。

また、構成の問題なのかもしれませんが、場合によっては前の交通安全教育と同じ条文にできたりするのでしょうか。

○佐藤委員

同意見です。

○新井委員

最初の仙台市の意見にもあったのですが、保険者の責務を入れるか入れないかというところですが、当然保険会社として、加入のお勧めはしますが、一旦それは持ち帰らせて頂きたいと思います。また、自転車小売業者の責務には、保険の加入の有無の確認及び加入していない場合の啓発とありますが、場合によっては損保の方で啓発は可能だと思いますので検討させて頂いて、次回の懇談会の前にご連絡させて頂ければと思います。

○吉田座長

免許更新の際の警察の講習でも自転車保険の加入を勧めているようです。ただ、加入させるには加害者になってしまうという視点をどうするかという点が簡単では無いのかなと思います。

○新井委員

保険の加入については義務化ということで、罰則規定もないということによろしいでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

その通りです。

○吉田座長

保険については万が一のための備えであるという理念について中学生頃から教えないと、単に入ったら得だという損得で考えるようになってしまうと問題かなと思います。

○佐藤委員

ちなみに、自転車保険というのは保険料がどれくらいなのでしょう。

○新井委員

個人賠償責任保険は、その保険に入っていると、家族全員が補償の対象となります。保険料は年間1,500円から2,000円くらいで、販売は自動車保険や火災保険や傷害保険の特約で付いております。既に皆様も入っていると思いますので、その加入しているかの確認が一番目の作業だと思います。これに加入していないと、一番怖いのが、先日川崎や横浜で自転車事故がありましたが、お一人は小学校5年生なので、親御さんが責任を負うこととなり、もし保険に入っていれば賠償ができますので金銭的な問題が生じないですが、加入していないと金銭的な問題が残ってし

まいます。また、20歳の女子大生が起こした事故に関しては完全に本人の責任になってしまいますので、保険に加入していないと一生が駄目になってしまいます。子供にもちゃんとかけていないと子供の将来を左右することになりますので加入することが重要だと思います。まずは加入しているかの確認が大事だと思います。

○山口（哲）委員

併せてですが、この後に議論される自転車の点検・整備の促進について、業界で推進しているTSマークは、整備をした安全な自転車にだけ保険が適用になりますということで、何百円程度で保険料が済んでいます。私は損保協会や損保会社何社かに、整備済みでない自転車で事故を起こしても保険に加入していれば通常通り補償しますという扱いをされると、利用者の自転車の整備に対する認識が非常に浅くなるので、整備をされていない自転車で事故を起こした場合は補償を減額すると謳ってくださいとお話したことがあります。結局は謳ってもらえませんでした。考え方として、先ほど損得というお話がありましたが、保険に入っていたから事故が起きても賠償できてよかったのではなく、保険はあくまでも自分の責任を果たした上で、相手のことを助けるということだと思いますので、その点では出来れば、損保協会さんとしてはもう一回協会の立場として、整備をした自転車でないと、補償を満額支払えないということを謳うよう、各社にお伝えして頂ければと思います。この点は保険を義務化したときの裏側にあるものとして非常に大事なことだと思いますので、条例の中でも整備をした上で保険に加入して欲しいと重ねてもいいので謳うべきだと思いますがいかがなものかと思っておりました。

○吉田座長

この辺りのお話でも、中学校などの義務教育の最後の段階あたりで単に事故に遭わないための教育だけでなく、保険の補償の仕組みですとかそういったことを教育していくことが必要なのかと思います。

次の点検・整備については、今お話がありましたように、保険の問題とも絡んでくるということでした。

続いて、項目の7. 自転車の走行環境の整備について何かございますか。

○山口（哲）委員

ここも理念に謳っているような「市及び関係機関等が」という表現にできないでしょうか。要するに市だけがやらなければならないという表現はおかしいと、関係機関というのは、警察を含めて国などもそうですが、そういった機関は全て含めて推進しなければならないという表現にはできないでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

この条例は仙台市の条例でございますので、仙台市の事務以外、例えば県や国の事務について規定をすることは出来ないと考えております。

○山口（哲）委員

それでは、「市は、関係機関と連携し」という表現ではどうでしょうか。

○千葉自転車交通安全課長

そこは当然道路を整備する際は、交通管理者である警察等との確認は必ず必要ですので、その表現も市の法制部門と調整したいと考えております。

○山口（哲）委員

出来るだけ具体的に相手が見えるということが、読んだ人の安心感や説得力に繋がると思いますのでよろしくお願いいたします。

○吉田座長

よろしいでしょうか。では続いて項目の8. 自転車等の安全な通行に関する項目についてはいかがでしょうか。

○山口（哲）委員

いつも申し上げていることですが、歩道走行について曖昧な表現をすべきでないと思います。例えば歩道を走ってもいいという条件がきちんと浸透しておらず、狭い歩道でも子供を乗せて電動自転車などで走ってしまっておりまして、これこそ実は歩行者に対してどうこうという以前に、乗っている人達にとって危険な状態だと思います。こういったことが、曖昧さが原因で起こっていることだとすれば、その曖昧さをなくすよう、出来ないことを言っているかもしれませんが、全部車道に降ろして、自転車道として確立させる方向性を見せないと、曖昧なまま動いてしまいます。自転車道を整備して、そこを歩行者が絶対に通らないこと、右左を守らせるということを徹底しないと駄目だと思います。出来ましたら、いつまでとは言いませんが、自転車は全部車道に降ろすという方向性をきちんと謳ったうえで、それまでの、整備ができる間はこういうことにしていくけれどもということに出来ないだろうかと思います。無理なことをあえて言っておりますが、条例を作ってしまうと中々変えられないので、市として方向性を伝えて出した方が良くと思いますが如何でしょうか。

○新妻安全安心部長

今の山口委員のご指摘は、第1回の懇談会でも同じお話を頂いていたかと思えます。その時のご説明とも重複してしまうかもしれませんが、今回お示ししております条例に基づく様々な規定に関しましては、現状の法令に基づいて何を規定できるかという問題があり、車道以外の歩道の通行が法令により認められている現状において、それを半ば否定するような車道を走るべきという規定を市の総意として盛り込むというのはハードルが高いと感じております。

ただ、歩行者の安全が最優先であり、現状の歩道を縦横無尽に走っている状態をいかに法令に反しない範囲で条例に落とし込めるかというところを考えたのが、本日お示ししている各項目になります。

自転車利用者の方には、どういう場所なのか自転車で走れる歩道なのかどうかを確認頂いたうえで、歩行者を保護する走行をして頂くということは大事なかと思えます。そういった趣旨を条文の中に盛り込めるか即答は出来ませんが、趣旨を踏まえて検討させて頂ければと思います。

○佐藤委員

今の点について、原則が抜けていて、たくさん歩道内の通行に関する項目があるのでどちらが原則か分かりません。ですので、原則があって、例外的に歩道内を通行するときはこういう通行方法をとってくださいというように、原則と例外を明確に規定しないと、分かりづらいというか、この項目だけ見ると、歩道を走っても良いけど気を付けて下さいと言っているように見えてしまいます。

○新妻生活安全安心部長

その部分も含め条例の規定としてこういった対応ができるのか検討させて頂ければと思います。

○吉田座長

自転車で問題になっているのが歩行者と自転車の事故において、加害者の自転車が逃げてしまうということです。歩行者に怪我をさせたならば救助しなければならないのですが、怖いので逃げてしまいます。そのための備えの一つとして保険があるというだけなので、規定するほどではないですが、その前に自転車利用者として救助義務があるということを中学生あたりには教えなければならないということを踏まえて作り込んでいかなければならないと思います。

○山口（哲）委員

押し歩き区間について、電力ビル前と一番町のアーケード内がそうですね。

○千葉自転車交通安全課長

アーケード内はそもそも自転車に乗って通行は出来ないこととなっております。

○山口（哲）委員

電力ビル前も自転車での通行禁止ですか。

○千葉自転車交通安全課長

禁止ではないです。

○山口（哲）委員

そういうところが曖昧なのだと思います。禁止にして頂いた方が分かり易く、空いているから乗ったまま通ってもいいですとか、混んでいるから降りて行こうという判断をしなければならぬことになってしまいますので、禁止にすれば従わざるを得ないですので、明確にする必要があると思います。ですから、自転車利用者のところですが「押して歩くよう努めなければならない。」ではなく、「押して歩かなければならない。」とし、曖昧さをなるべく排除して、どちらにでもとれるような表現は避けていかなければならないと思います。出来れば、同じように「自転車は車道を走らなければならない」と書いて頂いて、例外は例外として書くと、また、道路の右左のどちらを通行するかは道路交通法で決められているということについても書いて頂いて、分かりにくく具体的にせざるを得ないところははっきりと規定して頂いた方が良いと思います。

○吉田座長

自転車は押して歩くと歩行者なのですね。

○山口（哲）委員

歩行者となります。

○吉田座長

そういうように瞬時に変われるということは利用者としてはメリットなのでしょうね。

○千葉自転車交通安全課長

山口委員のご指摘は理解できるのですが、条例のつくりとしまして、既に法令等で定まっていることを改めて定めることは難しいと考えております。ただ、実際に市民の皆様にお伝えするときはそのような表現になろうかと思います。例えば電力ビル前は今現在、自転車歩行者道ですので、そこを自転車が通行することを禁止するのはまた別の話になりますので、そこは関係機関との協議が必要となります。

○山口（哲）委員

商店街等は押し歩いている分には問題が無いのですが、本当は出来れば、押して歩くのも避けた方が良くと思います。押して歩けば店の前に自転車を停めたくになりますので、私は自転車の有効な利用を推進したい立場ではありますが、人が混雑している中で押して歩かれるのも、やはり安全ではないのかなと思います。本当は、自転車は駐輪場に入れてもらって、繁華街を通るときは別な道路を通るなどの指導も必要だと思います。押して歩いて通っても良いとなると、どうしても乗ってしまう人も出てきますので、そこが曖昧な部分で、仙台は仙台なりに厳しいねと言われても安全を第一にするという気持ちを表に出しても良いのではないかと思います。

○吉田座長

昔は自転車を利用するなら最後の目的地まで自転車で着かないと自転車を利用した気にならなかったですが、車の感覚だとそれが別なところに駐車して、目的地まで歩いて行くというのが多いと思いますので、それが広まってくると、また違ってくるのかと思います。

○山口（哲）委員

やはりドア to ドアが絶対楽ですが、街の中や安全に関わる場所については、妥協しないというところが大事だと思います。

○吉田座長

それでは項目の9. 自転車の安全な利用に関する計画について何かございますか。

○千葉自転車交通安全課長

この計画はまさに今まで頂いた具体的な意見を形にするものであると考えておりますので、よろしく願いいたします。

○吉田座長

最後に素案全体について何かご意見ございますか。

○新妻生活安全安心部長

本日お示した素案につきましては、若干分かりづらいところがあったかと反省しております。

今回、参考資料3として、名古屋市の条例を添付させて頂いておりましたので、こういった形でそれぞれの主体の責務についてこのように規定することが望ましいと思っております。また、名古屋の例ですと第6条に「自転車利用者は、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。」とありますので、こういった形で条文の調整をしていきたいと思いますが、本日頂いた皆様からのご意見も出来るだけ反映していければと考えております。

## 7 閉会

（事務局より今回の議事及び資料について後日ホームページに掲載することを説明）

（事務局より第4回懇談会の日程について、3月27日火曜日の午前中としたい旨を説明。了承を得る。）

議事録署名

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会委員

---

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会委員

---